

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 健康保険法による保険医の登録
政府に売り渡すべき米穀の売り渡し時期
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計
画書の写の縦覧等
- 新たにちなおとする土地改良事業に係る土
地改良事業計画画書等の縦覧
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第

八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の 記号番号	登録年月日
-----	-----	-------------	-------

石 飛 誠一	米子市灘町二	鳥医	昭和三十八年
	丁目一四五	一〇一〇	十月八日

鳥取県告示第五百六十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三条第一項の規定に基づき、昭和三十八年産の政府に
売り渡すべき米穀の売り渡し時期を昭和三十九年二月二
十九日と定めたので、同法同条第三項の規定に基づき告
示する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十八号

昭和三十八年六月十四日付けで東伯郡東伯町大字法万

橋田吉蔵ほか十四人の者から申請のあつた法万土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年十一月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十九号

昭和三十八年七月四日付けで州河崎土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写を縦覧に供する。

昭和三十八年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十八年十一月一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

日野郡江府町大字州河崎 洲河崎土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和38年10月29日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和38年11月29日（金曜日）午前9時30分から午後3時30分まで
鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

（一）筆記試験

ア、毒物及び劇物に関する法規。ただし、厚生大臣が指定した毒物又は劇物の一部を限定して受験する者（以下「限定受験者」という。）については、特定毒物並びに農業上必要な毒物及び劇物に関するものを除く。

イ、毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業上必要な毒物又は劇物のみを受験する者（以下「農業用受験者」という。）については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおりとする。

(1) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおりとする。

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）第2条に規定する受験申請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和38年11月20日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

00388

- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真 (申請前6月以内に、脱帽で上半身を撮影した名刺型で台紙にはりつけていないもの。)
- (4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

- 6 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 7 モノソルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 9 ヘキサエチルテトラホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾチオウレテ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 14 2-クロル-4-メチル-6-ジメチルアミノピリ

- 別記(1)
- 1 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 2 クラール及びこれらを含有する製剤
- 3 シアン化合物及びこれを含有する製剤、但し、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロザン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 4 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、臼降汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有する

- ものを除く。
- 15 ジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレンゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール及びこれを含有する製剤。2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール2%以下を含有するものを除く。
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 21 ヘキサクロロエボキソクタヒドロエンドジメタナナフタリン及びこれを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタナベンゾオキサチエ

00389

- 15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレンゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール及びこれを含有する製剤。2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-7-エノール2%以下を含有するものを除く。
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 21 ヘキサクロロエボキソクタヒドロエンドジメタナナフタリン及びこれを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタナベンゾオキサチエ

- ピソホキサイド及びこれを含有する製剤
- 23 テルカノールアソモニウム-2・4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-7-エノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリヒタノールアソモニウム-2・4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-7-エノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 24 オクタクロルテトラヒドロメタナフクラン及びこれを含有する製剤
- 25 ジメチル-(ジエチルアミド)-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 26 亜鉛塩類、ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 27 アソモニウム水。ただし、アソモニウム10%以下を含有するものを除く。
- 28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
- 29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素5

00390

- 3%以下を含有するものを除く。
- 31 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
- 32 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 34 砒毒化合物類55類塩類。但し、雷硝を除く。
- 35 ヒコチンとして10%以下を含有する製剤
- 36 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 37 パリウム化合物。但し、硫酸パリウムを除く。
- 38 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
- 40 ロテノン及びロテノン含有する生薬(ナリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
- 41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。
- 42 フロルメチル

- 43 2-4-ジエトロー6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-4-ジエトロー6-シクロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を除く。
- 44 ベンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェノールとして5%以下を含有するものを除く。
- 45 2-イソプロピル-4-メチルピリミジン-6-ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 46 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として15%以下を含有するものを除く。
- 47 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 48 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエポキシジメタナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、

00391

医薬品

- ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエポキシジメタナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 49 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 50 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム0.3%以下含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 51 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 52 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、二臭化エチレン50%以下を含有するものを除く。
- 53 1・4・5・6・7-ペンタクロロ3a・4・7・7a-テトラヒドロ-4・7-(8・8-ジプロモ

- タノ)-イソフエン及びこれを含有する製剤。ただし、1・4・5・6・7-ペンタクロロ-3a・4・7・7a-テトラヒドロ-4・7-(8・8-ジクロロメタノ)-イソフエン20%以下を含有するものを除く。
- 54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量300立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル50%以下を含有するものを除く。
- 55 砒毒化合物類及びこれを含有する製剤
- 56 ジメチル2・2-ジクロロピニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 57 トリエタノールアソメウム2・4-ジニオロー6-(1-メチルピロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤
- 58 ジメチル2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナイト10%以下を含有するものを除く。

